

中野区公共サインガイドラインの策定について

ユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりを推進するとともに、区民や来街者にとって、わかりやすく、利用しやすい案内・誘導を行うため、今後の公共サインの整備及び維持管理などの統一基準となる「中野区公共サインガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を以下のとおり策定したので報告する。

1 ガイドライン策定の経過

平成31年1月	ガイドライン（案）作成、総務委員会報告
2月	区民及び関係機関等意見募集
3月	ガイドライン策定

2 区民及び関係機関等意見募集の概要

（1）募集期間

平成31年2月1日から同月22日まで

区報・中野区ホームページを通じて意見募集を周知

（2）意見募集先

区民、交通事業者、電気・ガス関連事業者、福祉団体、国際交流団体

（3）主な意見

○駅名の英語表記は交通事業者に合わせてほしい

○外国人も案内・誘導の対象であることを明確にしてほしい

○サインデザインの統一を推進してほしい

3 ガイドライン（案）から主に変更した点

（1）施設内・敷地内サインの取扱いについて（ガイドライン5ページ）

ガイドラインの「対象外」から「参照」に変更した。

（2）維持管理について（ガイドライン17ページ）

維持管理費縮減の検討について追記した。

（3）案内サインの表示基準について（ガイドライン19ページ）

視覚障害者への配慮について追記した。

4 ガイドラインの概要

(1) 多言語表記

地図及び表示面に示す言語は、日本語及び英語の2言語を基本とする。また、地域や施設の特性及び視認性を考慮した上で、必要に応じて中国語及び韓国語を含めた多言語化を実現する。

(2) 色彩

カラーユニバーサルデザインに配慮し、容易に識別できる色彩とする。サイン本体の色については、既存の案内サイン及び誘導サインの基調色である濃紺を用いることが望ましい。

(3) 他の情報媒体との連携

サインから発信できる情報量には限りがあるため、ICT技術の活用や区が発行している紙媒体のマップ・パンフレット等と連携を図り、効果的な情報提供を実現する。

(4) サインの配置・設置の考え方

サインの集約や配置の工夫により景観に配慮するとともに、効果的な情報発信に努める。

(5) 維持管理に関する基本的な考え方

本ガイドラインに基づき、サインの新規設置・集約等を行う場合は、当該サインを所管する部署が事務局となって区内調整を行う。

(6) サインの標準デザイン

本ガイドラインの基本ルール等に基づくサインの標準デザイン

5 ガイドライン及びガイドライン概要版

別添のとおり

6 今後の予定

令和元年7月 ガイドライン及びガイドライン概要版を区ホームページで公表

参考 公共サインの整備状況

(1) 平成30年度

誘導サインの盤面更新を実施

(2) 平成31年度以降

①案内サインのうち主要駅周辺の一部について地図面の更新を実施し、来年度以降に順次更新

②その他サインについては当該サインの更新・取替時に順次更新

中野区公共サインガイドライン

平成31年(2019年)3月 中野区

目次

1	総論	2
1-1	はじめに.....	3
1-2	公共サインの役割・種類.....	4
1-3	ガイドラインの対象.....	5
1-4	区内サインの現状と課題.....	6
1-5	サイン整備の基本的な考え方.....	7
2	基本ルール	8
2-1	多言語表記.....	9
2-2	書体・文字の大きさ.....	10
2-3	ピクトグラム・記号.....	11
2-4	色彩.....	12
2-5	他の情報媒体との連携.....	13
2-6	サイン掲示の高さと大きさ.....	14
2-7	設置・配置の留意点.....	15
2-8	維持管理.....	17
3	案内・誘導サイン	18
3-1	案内サインの表示基準.....	19
3-2	誘導サインの表示基準.....	21
3-3	配置方針.....	22
3-4	既存サインの活用.....	23
4	サインの標準デザイン	24
	参考資料	34
	日本語の表記方法 / 外国語の表記方法	
	案内・誘導情報 / 日・英対応翻訳表	

1

総論

- 1-1 はじめに
- 1-2 公共サインの役割・種類
- 1-3 ガイドラインの対象
- 1-4 区内サインの現状と課題
- 1-5 サイン整備の基本的な考え方

1-1

はじめに

中野区内には、公共施設等への誘導サイン、施設や道路名称等の位置サインなど、数多くのサインが設置されているが、大きさ、色彩、書体などが統一されておらず、誰もがわかりやすい案内・誘導情報を提供しているとはいえないサインもみられる。

東京都が 2015 年に改定した「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」で示された基準に対応し、区民及び来街者にとってわかりやすく利用しやすい、ユニバーサルデザインの考え方に基づく公共サインの整備を進めるため、本ガイドラインを策定することとした。

今後は、多言語表記の方法、設置場所及び維持管理など、本ガイドラインに基づくサイン整備を進めていくほか、関連指針等の内容に合わせて、本ガイドラインを順次改定していく。民間事業者や商工団体等においても、本ガイドラインをお役立て頂きたい。

※関連指針等一覧

- ・国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針（2015 年、東京都）
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（2018 年、国土交通省）
- ・観光活性化標識ガイドライン（2005 年、国土交通省）
- ・観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（2014 年、観光庁）

※ユニバーサルデザイン

年齢、性別、個人の属性や考え方、行動の特性等にかかわらず、全ての人が利用しやすいようあらかじめ考慮して都市及び生活環境を設計すること。（中野区ユニバーサルデザイン推進条例第 2 条）

1-2

公共サインの 役割・種類

公共サイン（以下、「サイン」という。）は、不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称で、駅前広場、道路、公共建築物等の公共空間に国、地方公共団体等の公共団体が設置するものであり、以下の機能が求められる。

わかりやすい案内

都市の基盤施設など公益性の高い情報を伝え、地域における利用者の自由な行動を支援する



回遊性の向上

来街者に区内各所への興味を広げ、歩きたい、訪れたいまちを実現する

良好な景観の創出

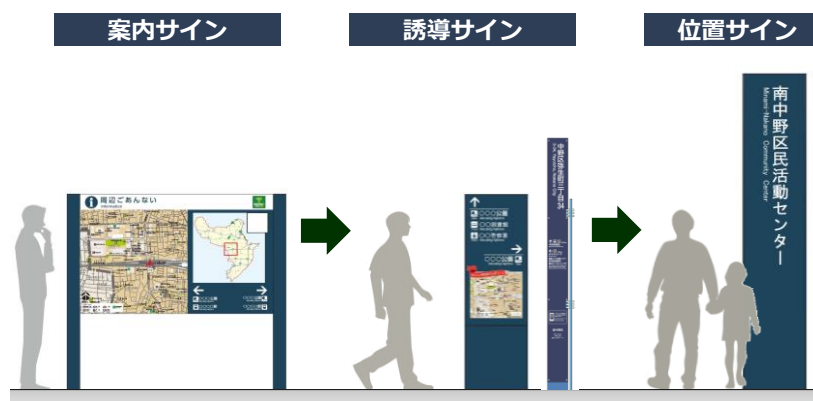
地域景観との調和や地域性を表現する

安全・安心なまちづくり

災害時に必要となる避難所の位置や方向を明示し、安全・安心なまちづくりに貢献する

●サインの種類

種類	役割
案内サイン	地図等を活用して現在地や施設等の位置情報等を提供する
誘導サイン	矢印等により、観光地や施設の方向、距離等の情報を示す
位置サイン	名称やピクトグラムにより、施設等の位置を告知する
規制サイン	歩行者等の行動を規制する
説明サイン	施設等の内容を説明する



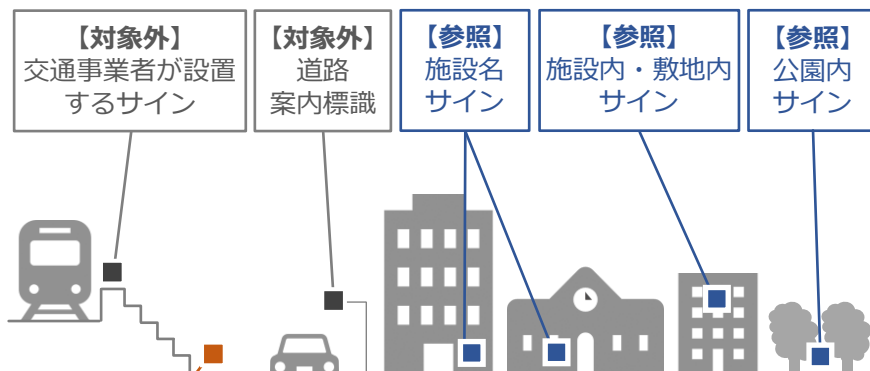
1-3

ガイドライン の対象

本ガイドラインの適用は、サインの種類、設置場所等に応じて以下の3区分とする。

- 【対象】 本ガイドラインに基づき整備することを基本とする
- 【参照】 書体、色彩等の基本的な考え方、ピクトグラム等について本ガイドラインを参照する
- 【対象外】 本ガイドラインの対象としない

●サイン設置場所のイメージ（区以外が設置するサインは【対象外】）



【対象】 歩道又は道路占用等により設置するサイン
 ただし、観光ルートや避難ルート等、個別の計画・方針により設置したものは、【対象】ではなく【参照】とする。

区分	サインの例
対象	<ul style="list-style-type: none"> 区内の公共公益施設等への案内や誘導を行うための（主に歩行者に対する）サインのうち、区が設置する「案内サイン」及び「誘導サイン」  <p>(大拠点サイン) (拠点サイン) (誘導・区境表示板)</p>
参照	<ul style="list-style-type: none"> 位置サイン  <p>(施設名称) (避難所)</p> 規制サイン  <p>(放置自転車規制) (路上喫煙禁止) (公園内ルール)</p> 説明サイン (文化財、中野区認定観光資源、公園等) その他の「案内サイン」及び「誘導サイン」 (公園内・駅前広場案内サイン等)
対象外	<ul style="list-style-type: none"> 他の法令等で整備基準が示されているサイン  <p>(道路案内標識) (街区表示板)</p> ガイドラインの「対象」又は「参照」のうち区以外が設置するサイン

※本ガイドライン策定以前に設置したサインは、当該サインの更新・取替時に対応するものとする。
 ※【参照】サインについて、別に東京都等において整備の考え方が示されている場合、当該考え方等を優先する。

1-4

区内サインの 現状と課題

バラバラな デザイン



- サインの種類や設置時期によって、形状、色彩、書体等が統一されていない。
- 地図及び誘導表示で使用しているマーク等が普遍的な図案でなく、来街者及び外国人にとってわかりにくい。

効果的でない 情報提供



- 地域ごとに誘導施設の表示基準が異なっている。
- 行動の起点となる駅前や地下鉄出入口付近における案内表示が不足している。
- 案内サインに表示している地図（縮尺 1/2,500）は、情報量が多くわかりにくい。

メンテナンス 不足



- 表示面の退色等により、案内・誘導情報を識別しにくい。
- 施設名称等の更新が不十分で、最新の案内・誘導情報でないサインがみられる。

1-5

サイン整備の 基本的な考え方

わかりやすい案内・誘導

- ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが見やすく利用しやすい表示とする。
- 来街者の視点で案内が必要な施設及びサインの設置場所を設定する。移動途中で不安や迷いが生じないように、移動ルート上の分岐点や拠点施設等に必要なサインを効果的に配置し、案内・誘導情報を適切に提供する。
- 地図及び表示面に示す言語は、日本語及び英語の2言語を基本とする。また、地域や施設の特性及び視認性を考慮した上で、必要に応じて中国語及び韓国語を含めた多言語化を実現する。

デザインの統一

- シンプルなデザインを基本とし、色彩やデザインの統一を図る。
- 区内に設置している案内サイン及び誘導サインについて、当面は板面の傷や落書きへの対応や掲載情報の更新、視認性の向上等を考慮し、既存サインの有効活用を図ることを基本とする。

効率的な情報提供

- 二次元コードの活用など、ICT技術を用いたサインの導入を積極的に進める。
- 共通ピクトグラムを活用など、紙媒体のマップやタブレット端末等の各種ツールと連携し、効果的・効率的な情報提供を行う。

適切な維持管理の推進

- 定期的な維持管理を行うことにより、正確な情報提供、見やすさや利用のしやすさ、安全性を確保する。
- 施設名等の変更による維持管理が大きな負担となっていることから、各サインの必要性を十分検証した上で、必要性が低いと判断されるサインについては撤去していく。また、新規のサイン整備にあたっては、変更や更新の容易性を考慮したデザインや印刷方法を採用する。

2

基本ルール

- 2-1 多言語表記
- 2-2 書体・文字の大きさ
- 2-3 ピクトグラム・記号
- 2-4 色彩
- 2-5 他の情報媒体との連携
- 2-6 サイン掲示の高さと大きさ
- 2-7 設置・配置の留意点
- 2-8 維持管理

2-1

多言語表記

日本語及び英語の2言語を基本とし、必要に応じて中国語及び韓国語を含めた多言語化を実現する。

- 地図及び表示面に示す言語は、日本語及び英語の2言語を基本とする。また、地域や施設の特性及び視認性を考慮した上で、必要に応じて中国語及び韓国語を含めた多言語化を実現する。
- 地図の凡例は、原則5言語（日本語、英語、中国語（繁体語、簡体語）、韓国語）で表示する。表示スペースが十分に確保できない場合は、日本語と英語の2言語表記とする。

日本語の表記方法

日本語の表記方法は、「観光活性化標識ガイドライン」（国土交通省）に準ずる。

英語・中国語・韓国語の表記方法

英語・中国語・韓国語の表記方法は、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針（歩行者編）」（東京都）に準ずる。ただし、案内・誘導対象施設の施設管理者等により、既に外国語表記の方法を規定している場合は、その考え方を優先する。

※具体的な表記方法は、本ガイドライン参考資料 p.35 以降を参照。

2-2

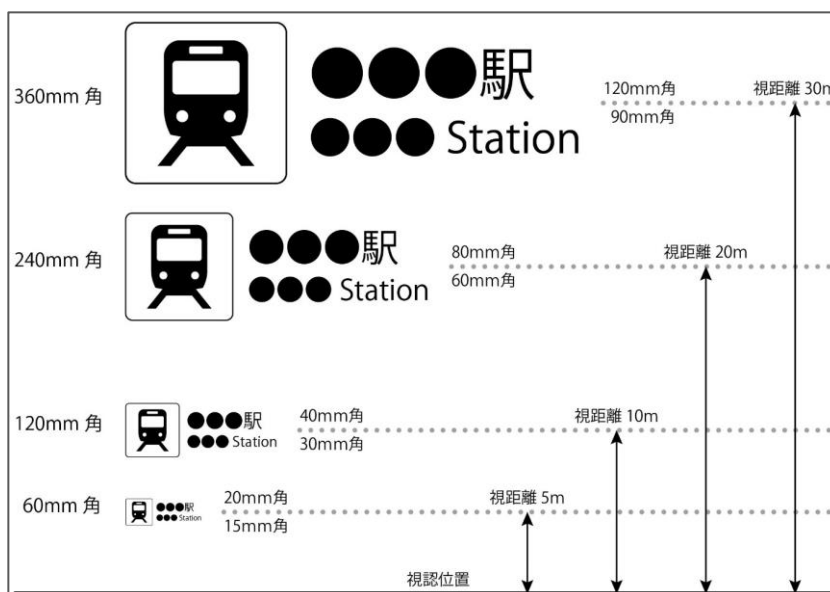
書体・文字の 大きさ

視認性の優れた書体及び文字の大きさを選択する。

- サインに使用する書体は、角ゴシック体を基本とし、文字の形がわかりやすく視認性の優れたユニバーサルデザインフォントを用いることが望ましい。また、英数字は、サンセリフ書体（活字書体のデザインにおいて文字の線の端の飾りが無い書体）を基本とする。



- 文字の大きさは、サインの種類と設置位置によって、視距離に応じた大きさを選択する。



参考：「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」
(2018年、国土交通省)

2-3

ピクトグラム・ 記号

ピクトグラム・記号を効果的に用いる。

ピクトグラム

- JIS（日本工業規格）標準案内用図記号を原則とする。
- 地図においてピクトグラムが設定されていない施設等は、アイキャッチャー（記号「■」）と名称で表示することが望ましい。
- 高齢者や視力に障害のある方にも判読しやすいように配慮し、できるだけ大きく表示する。なお、地図に使用する文字及びピクトグラムの大きさの目安は、「観光活性化標識ガイドライン」（国土交通省）に準ずる。
- 各施設が有するトレードマークや一般企業のコーポレートマークなど普遍的な図案でないものは、原則としてサインに表示しない。

●ピクトグラムの例（標準案内用図記号／JIS Z8210）



鉄道/鉄道駅



公園



病院



警察署/交番

参照：標準案内用図記号（公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団）

その他記号等

- 矢印は、ピクトグラムと同等の大きさで表示する。
- 方位記号は、シンプルでわかりやすいデザインとする。
- スケールは、地図の表示面の中で、案内情報の支障にならない位置に配置する。

矢印の例



方位記号の例



スケール表示の例



※ピクトグラム
抽象化、単純化された絵文字等で表現された視覚記号の一つで、国際的に通用する情報伝達手段。

2-4

色彩

カラーユニバーサルデザインに配慮し、容易に識別できる色彩とする。

サイン本体の色





















- 既存サインとの統一感を考慮し、既存の案内サイン及び誘導サインの基調色である濃紺を用いることが望ましい。

基調色	マンセル値 4.8PB 2.5/4.2
------------	---------------------

文字・図の色

- 文字の色は黒・青・白を基本とする。赤・紫・黄色等は退色しやすいため、部分的に赤等を使用する場合は維持管理に注意する。また、以下に示すものなど、識別が難しい色の組合せは使用しない。

組合せが適当でない色彩の例

黒色と青色  	茶色と緑色  	ピンク色と水色  
黒色と赤色  	黄色と白色  	黄色と明るい黄緑色  
赤色と緑色  	オレンジ色と黄色  	青色と紫色  
茶色と赤色  	出典：「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（国土交通省）を基に作成	

- 図色と地色（背景色）の明度差（コントラスト）を確保する。明度差を確保できない場合は、周囲を縁取る。
- 路線等を色で区別して表示する場合は文字を併記する等、色だけに頼らない表示とすることが望ましい。



※石材などの自然素材や、周囲の環境等を考慮して特に必要と認める場合は、色彩に関する規定の対象外とする。

※カラーユニバーサルデザイン

多様な色覚に配慮して、情報ができるべくすべての人に正確に伝わるように、利用者の視点に立ってデザインすること。（「東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン」（東京都））

※マンセル値

色を3つの属性（色相・明度・彩度）に分けて数値表現した体系。

2-5

他の情報媒体との連携

サインから発信できる情報量には限りがあるため、ICT技術の活用や区が発行している紙媒体のマップ・パンフレット等と連携を図り、効果的な情報提供を実現する。

●ICT 技術（二次元コード）を活用した情報提供

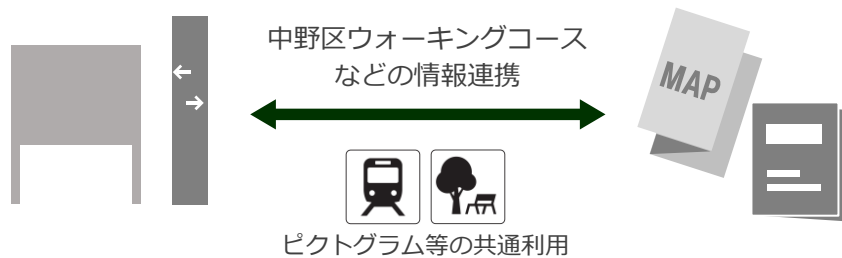


二次元コードをサインに表示

二次元コードを携帯電話端末等で読み取り

WEB サイトを通じて案内地図・施設情報等を提供

●紙媒体（マップ・パンフレット等）との連携

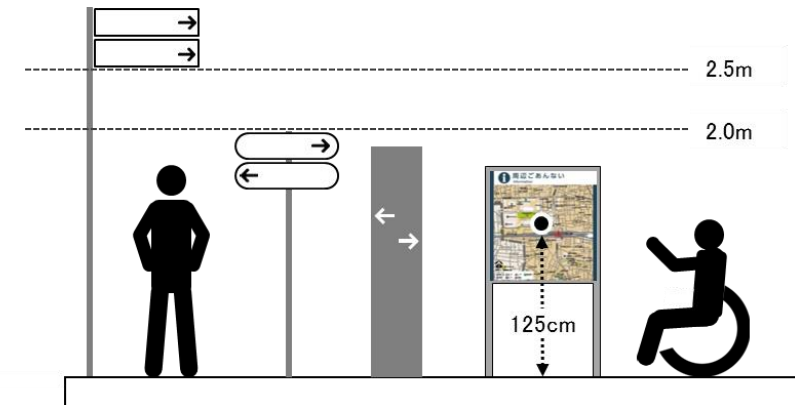


2-6

サイン掲示の 高さと大きさ

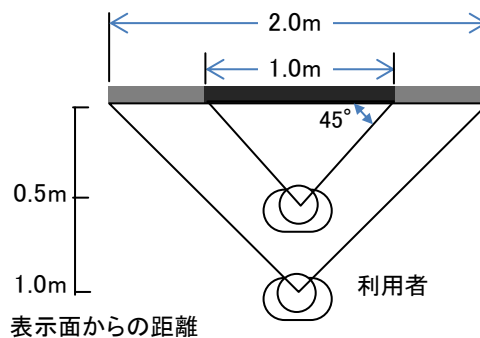
車いす使用者・視覚障害者等に配慮し、視認性の高い掲
示高及び寸法を決定する。

サインの掲示高



- 車いす使用者と立位の利用者の双方が見やすいよう、地図面の中心高さを125cm程度とすることが望ましい。
- 誘導サインについて、歩道に対して平行に設置する場合はサイン上端を路面より2m以内とし、歩道空間上に張り出す場合はサイン下端を路面より2.5m以上確保する。

サイン寸法の考え方



- サインの幅寸法、表示面の高さ、面の傾きなどは、誤読率が増加する限界（視方角45度）を超えない範囲で設定し、表示面上端と下端が利用者の視野に入るようにする。
- 案内サイン等に表示する地図の大きさは、視力の弱い人が表示面から50cmの距離で見渡せる範囲を基準として、1m四方以内とする。

2-7

設置・配置の 留意点

長期間の掲出に適した素材・構造とするほか、安全かつ効果的で景観を阻害しない位置に設置する。

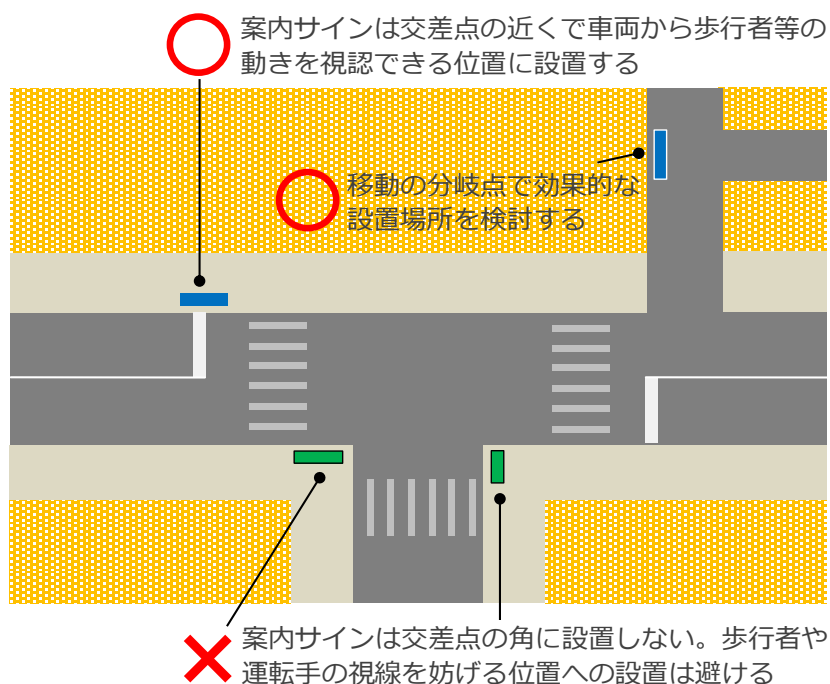
サインの素材・構造

- 屋外で風雨にさらされても劣化しにくく、素材の美しさを保持できる素材とする。
- 貼り紙や落書き防止の表面加工処理を行うことが望ましい。
- サインの表示面は、定期的・短期的な変更が予想される施設等については、部分的な取替え（情報内容の更新）等が可能な構造とする。

設置場所

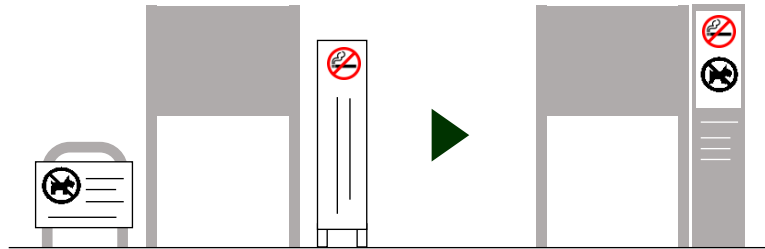
- 道路敷地内に道路と並行に設置することを基本とするが、沿道公有地又は借用可能な私有地の敷地境界沿いへの設置も可能とする。
- 歩行者等の動線、点字ブロックの位置、サイン利用時の滞留空間、車道からの視界を考慮する。

●交差点にサインを設置する際の留意点

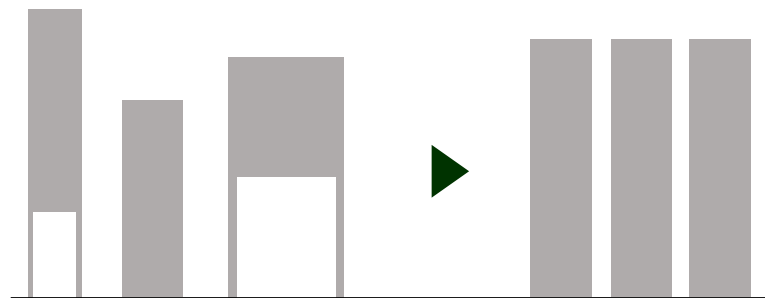


景観への配慮

- 良好な街並みや環境、眺望等を有する場所では、それらの景観を阻害しない位置に設置するように配慮する。
- 複数のサインが近接して設置されている場所では、サインを必要最小限の数に集約して、景観への配慮や効果的な情報発信に努める。

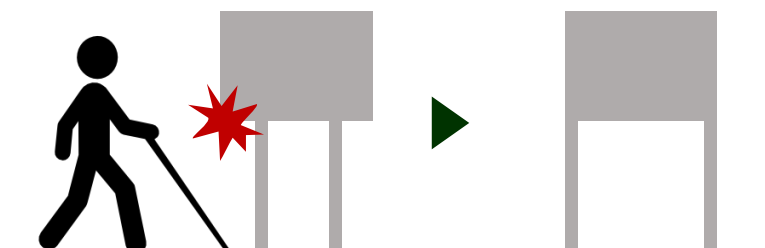


- サインを集約できない場合は、高さ、大きさ、形を揃えるよう配置を工夫することが望ましい。



安全への配慮

- 利用者の視点で安全性に配慮する。案内板への衝突を防止するため、支柱は案内板の両端に設置する。



2-8

維持管理

サインを適切に機能させるため、以下に定める「維持管理の基本方針」に基づき、定期的な点検管理を行う。

定期的な点検管理

- 表示面の劣化や破損等の状況、表示内容の整合性の確認等により、サインの設置状態を把握する。
- 破損や変形、大きな傷等は、適切で迅速な対応を行い、利用者の安全を確保する。
- 不要になったサインは適切に撤去し、必要に応じて更新や統合を検討する。

維持管理の効率化

- 所有者（中野区紋章及び区名）、管理者（維持管理の所管部署名及び連絡先）及び管理番号等をサインに掲示する。
- サインの設置位置、表示内容、点検管理の結果、補修履歴等を記録する管理台帳を作成する。
- 案内サインの裏面スペース等への広告掲載など、維持管理費の縮減について検討する。

維持管理の体制

- サインを設置した部署が維持管理を行うことを基本とする。
- 本ガイドラインに基づき、サインの新規設置・集約等を行う場合は、当該サインを所管する部署が事務局となって庁内調整を行い、その結果を踏まえて関係機関との調整を図る。

3

案内・誘導サイン

- 3-1 案内サインの表示基準
- 3-2 誘導サインの表示基準
- 3-3 配置方針
- 3-4 既存サインの活用

3-1

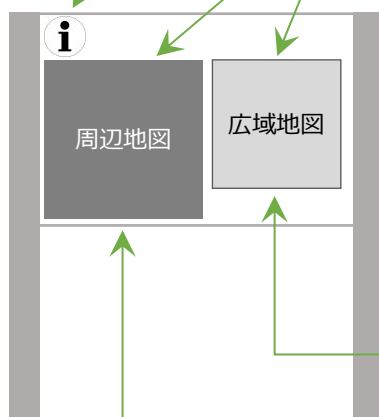
案内サインの表示基準

案内サインは2種類とし、駅前及び地下鉄出入口付近には「広域+周辺案内サイン」、その他には「周辺案内サイン」を設置することを基本とする。

※広域：広域地図（中野区域全体）、周辺：周辺地図（設置場所周辺）

サインの存在を遠方から確認できるように、インフォメーションマークを表示する。

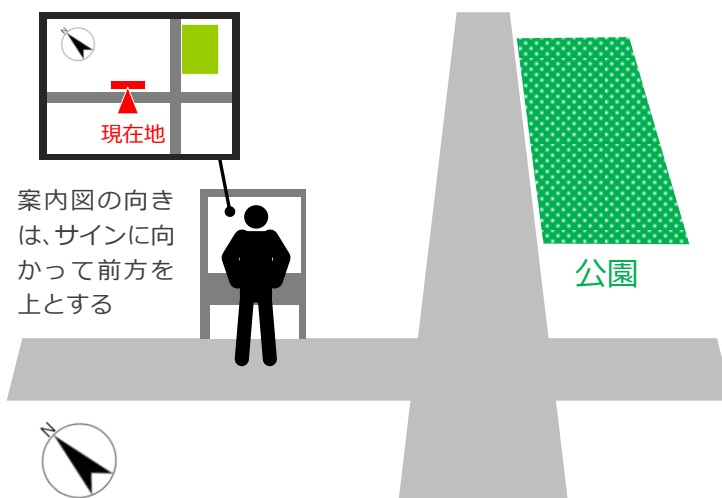
- 地図には、タイトル、現在地、方位記号、縮尺、スケール、凡例、地図作成年月を明記する。地図に表記する施設名称等は、他のサイン等と統一する。
- 施設名称等は、日本語と英語の2言語表記とする。日本語については、情報量及び表示面の煩雑さを考慮してルビは表示しない。
- 視覚障害者が利用することが多い施設の周辺等に設けられる案内サインについては、周辺環境を十分に踏まえた上で、点字、音声、その他の方法による情報伝達について検討する。



- 中野区全域の中での現在地の把握及び区内他拠点への移動手段等を確認できるようにする。
- 北を上に表示し、周辺地図で示している範囲を赤枠等で示す。
- 区域と隣接区との位置関係、主要幹線道路、鉄道、駅、河川、町名・地番、区役所及び大規模公園等の主要な施設を掲載する。

- サインの設置場所（現在地）を中心に、1 km 四方の範囲を 1/1,000 の縮尺で示し、板面に向かって前方が上になるように表示する。
- 掲載基準は、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針（歩行者編）」（東京都）における【表示することが望ましい情報】（本ガイドライン参考資料 p.41 参照）に準ずる。ただし、コンビニエンスストアなど定期的な調査及び情報更新が必要な施設は、状況に応じて掲載の有無を判断する。

●周辺地図の向きに関する考え方



●周辺地図の色彩例

地図に用いる色彩は、ベースとなる地形の起伏、河川、緑地等は、イメージしやすい自然な色彩を基調とする。現在地の表示は、地図上で明確に視認されるように赤系の色で示すものとする。

区分	表現対象	色彩例	参考 CMYK	
			塗り	枠線など
地図	区内ベース色		10/20/40/0	0/0/0/100
	区外ベース色		6/9/14/0	0/0/0/100
	公園・緑地		40/0/100/0	-
	河川・水域		51/10/0/0	0/0/0/100
	施設・建物		10/0/0/0	-
	デッキ		0/0/30/10	-
	道路・歩道		-	0/0/0/100
	線路		-	0/0/0/65
	区境		-	0/0/0/72
文字	現在地		0/100/100/0	-
	施設・名称表記		0/0/0/100	-
	その他情報表記		0/0/0/100	-
	住所・番地		0/0/0/65	-
ピクトグラム	施設		0/0/0/100	-
	避難場所		0/0/100/0	-

※CMYK

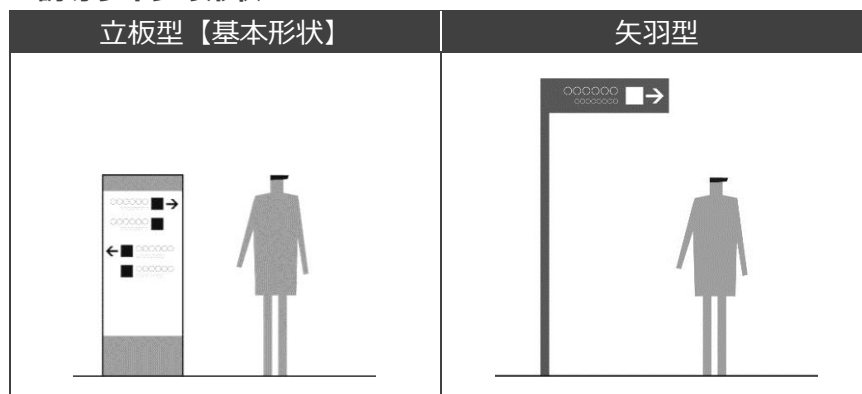
色の表現方式で用いられる、シアン (cyan)、マゼンタ (magenta)、イエロー (yellow)、黒 (black) の4色の組み合わせのこと。

3-2

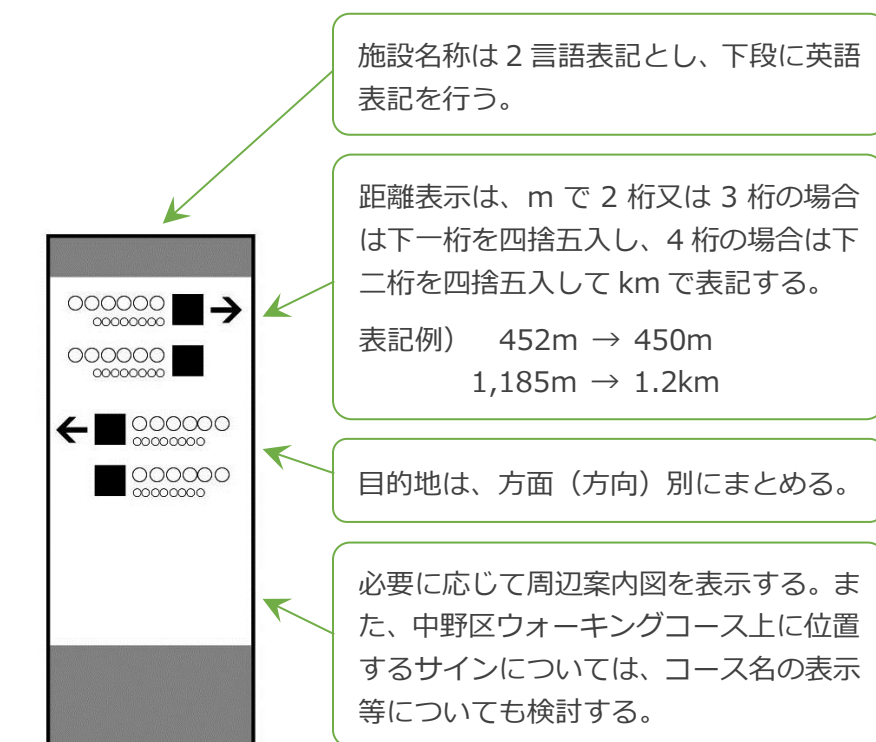
誘導サインの 表示基準

誘導サインは、歩道がない狭い道路でも比較的設置しやすい「立板型」を基本形状とする。

● 誘導サインの形状



- 誘導サインには、方向を示す矢印、施設名称及びサイン設置場所からの移動距離を表示する。
- 必要に応じて、誘導施設の種類を示すピクトグラムを表示するほか、誘導施設が避難場所に指定されている場合は、避難場所のピクトグラムも合わせて表記することが望ましい。



3-3

配置方針

案内サイン及び誘導サインは、必要なサインを適切に配置し、利用者の視点から不安や迷いを生じないように考慮するほか、景観に配慮する。

- 行動起点から目的地までの誘導に合わせて必要なサインを適切に配置し、利用者の視点から不安や迷いを生じないように考慮する。
- 周辺の景観や歩行環境に配慮するほか、特に駅周辺は様々なサインや看板類が設置されるため、サイン数をむやみに増やさないように配慮する。

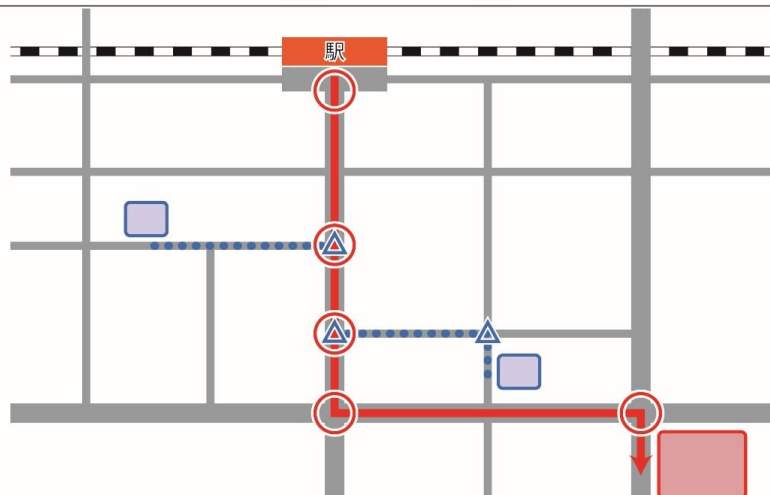
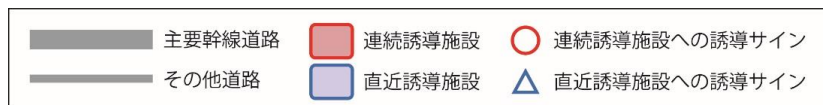
案内サイン

駅周辺、大規模公園、文化施設など区外の人も多く利用する施設の周辺及び区役所等の公共施設の周辺に設置することを基本とする。

誘導サイン

誘導を行う対象施設を「連続誘導施設」と「直近誘導施設」に分類し（本ガイドライン参考資料 p.40 参照）、各施設に歩行者等を誘導する上で必要となる箇所（分岐点等）に設置する。移動ルートは、目的地までの最短ルートを設定することを基本とするが、道路状況やバリアフリー等を考慮し、安全でわかりやすいルートを優先的に設定する。

● 誘導サイン配置模式図



3-4

既存サインの活用

既存の案内サイン及び誘導サインは、有効活用することを基本とし、適切な補修を行う。

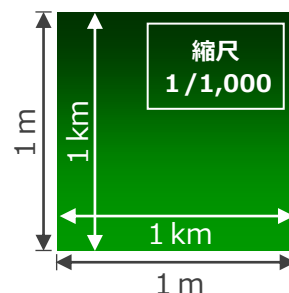
- 既存の案内サイン（大拠点サイン・拠点サイン）及び誘導サイン（誘導・区境表示板）は、躯体が概ね健全な状態である。そのため、当面は、両サインを有効活用することを基本とし、適切な補修（板面更新）を行うこととする。

案内サインの補修

東京都が設置している案内サインとの統一を図るため、今後、案内サインの地図の更新にあたっては、縮尺 1/1,000 の地図を用いることを基本とする。

●地図の縮尺と寸法

（既存の大拠点サインの場合）



誘導サインの補修

誘導表示の視認性を向上させるため、以下の補修を行う。

- 板面色を濃紺に統一する。
- 表示する誘導対象施設数が少ない場合には、施設名称を縦書きで表示するなど、文字サイズを大きくする。
- 本ガイドラインに基づき、サインに掲載する情報を決定する。



4

サインの標準デザイン

今後、新規で整備するサインのうち、以下のサインの標準デザインを示す。

- 案内サイン ○誘導サイン ○施設名称サイン ○説明サイン
- 避難所・避難場所サイン ○公園内案内サイン ○公園内注意サイン

案内サイン

内容： 駅前や地下鉄の出入口付近に設置する「広域+周辺案内サイン」

参考サイズ： W2040×H1900

駅周辺に新規整備する「広域+周辺案内サイン」は、サイン設置場所周辺を表示する周辺地図を左側、中野区域全体を表示する広域地図を右側に配置し、表示面のサイズは高さ1,000mm×幅2,000mm程度とする。

正面

側面



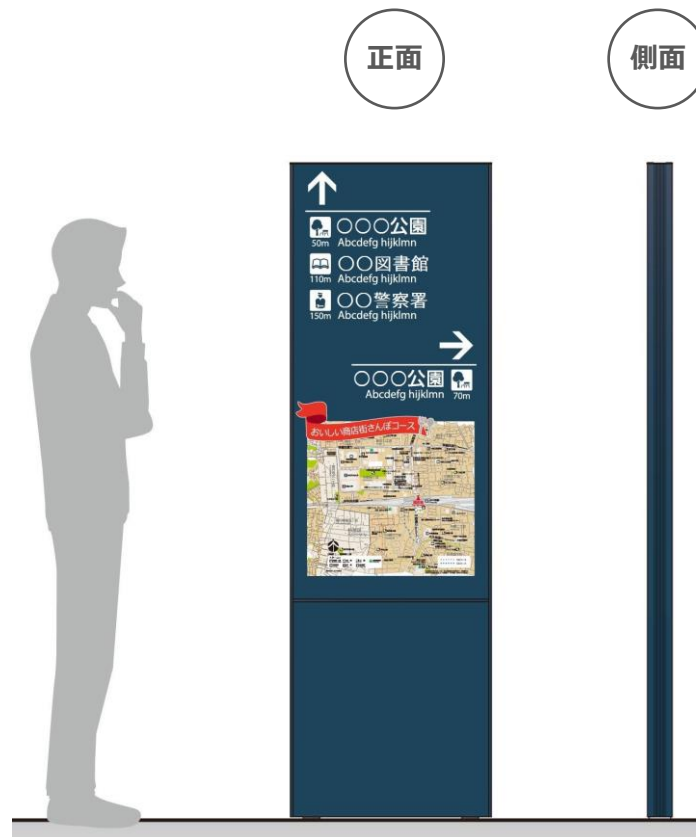
※表示情報はイメージ

誘導サイン

内容： 今後、新規整備で採用する立板型の誘導サイン

参考サイズ： W600mm × H1950mm

誘導サインは立板型を基本とする。表示面には方向を示す矢印、誘導施設の種類を示すピクトグラム、施設名称及びサイン設置場所からの移動距離を表示するとともに、必要に応じて周辺案内図を掲示する。また、サインの設置場所が中野区ウォーキングコース上に位置する場合には、コース名の表示等についても検討する。



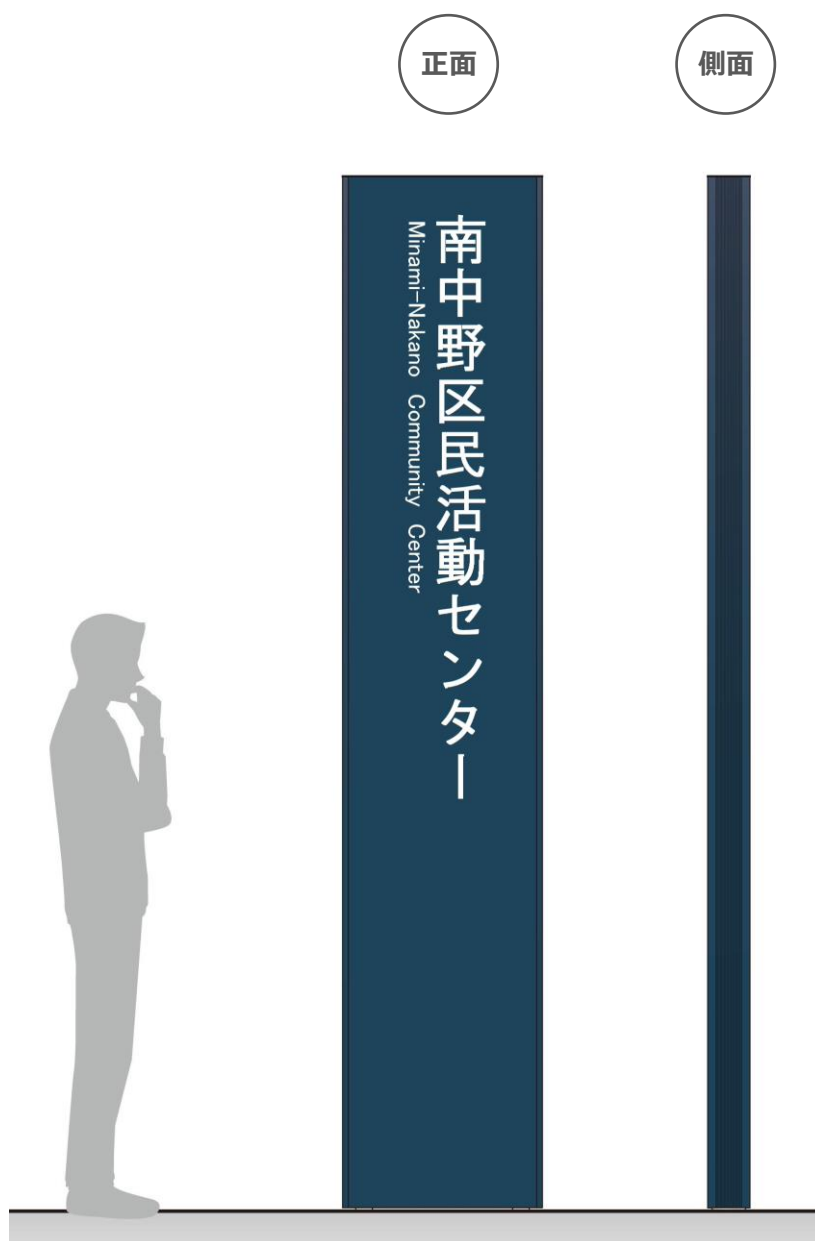
※表示情報はイメージ

施設名称サイン（大）

内容： 公共施設の入口等に設置し、施設名称を表示する

参考サイズ： W600mm × H3100mm

施設名称サインは立板型とし、設置場所や周辺の状況に応じて、大サイズと小サイズを使い分けて設置する。



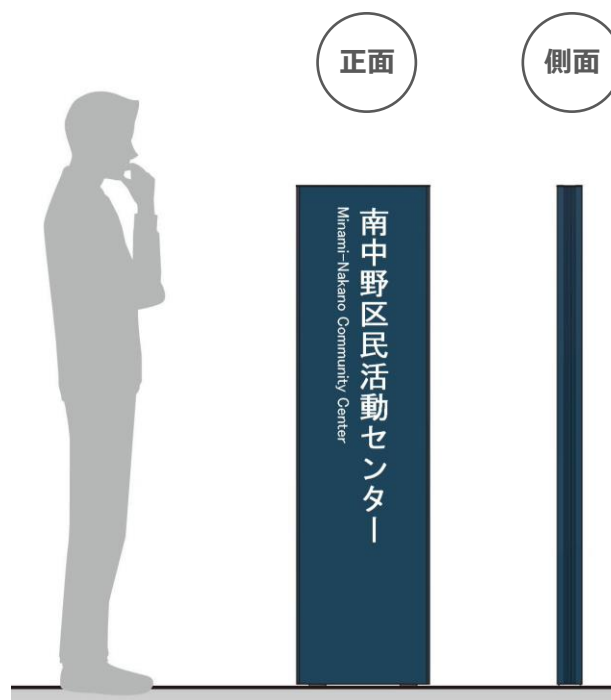
※表示情報はイメージ

施設名称サイン（小）

内容： 公共施設の入口等に設置し、施設名称を表示する

参考サイズ： W400mm × H1500mm

施設名称サインは立板型とし、設置場所や周辺の状況に応じて、大サイズと小サイズを使い分けて設置する。



※表示情報はイメージ

説明サイン

内容：文化財等の歴史資源や中野区認定観光資源の成り立ちや特徴、見所等の解説を表示する

参考サイズ：W600mm × H1200mm

文化財等の歴史資源や中野区認定観光資源の解説を表示する説明サインの表示面は、垂直方向から 30～60 度折れ曲がった形状とする。



※表示情報はイメージ

避難所・避難場所サイン

内容： 避難所・避難場所の位置を明示する

参考サイズ： W600mm × H1500mm

避難所・避難場所サインは立板型とする。避難所・避難場所マークを中央に大きく表示し、当該避難所・避難場所を活用できる災害の種類を表示できるようにする。



※表示情報はイメージ

※サイン本体の色は本ガイドライン 12 ページを参照すること

公園内案内サイン（大）

内容：公園の園内マップ（各施設の位置等）を表示する

参考サイズ：W1660mm × H2100mm

公園内案内サインは2種類とし、公園の規模に応じて大サイズと小サイズを使い分けて設置する。両者とも公園の園内地図を表示し、前者については利用上の注意も表示する。

正面

側面



※表示情報はイメージ

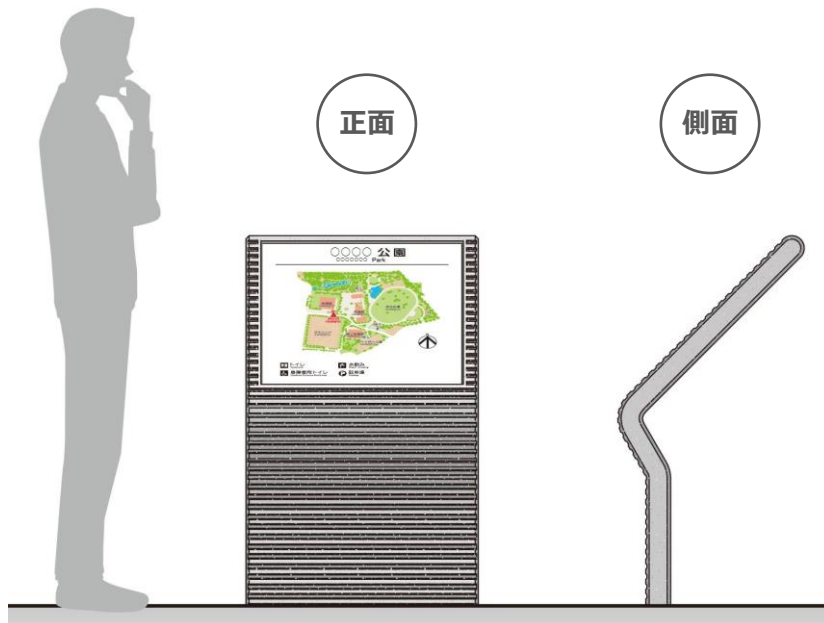
※サイン本体の色は本ガイドライン 12 ページを参照すること

公園内案内サイン（小）

内容：公園の園内マップ（各施設の位置等）を表示する

参考サイズ：W700mm × H1200mm

公園内案内サインは2種類とし、公園の規模に応じて大サイズと小サイズを使い分けて設置する。両者とも公園の園内地図を表示し、前者については利用上の注意も表示する。



※表示情報はイメージ

※サイン本体の色は本ガイドライン 12 ページを参照すること

公園内注意サイン

内容：公園利用にあたっての注意事項や禁止事項を表示する

参考サイズ：W1360mm × H2100mm



※表示情報はイメージ

※サイン本体の色は本ガイドライン 12 ページを参照すること



参考資料

- 日本語の表記方法
- 外国語の表記方法
- 案内・誘導情報
- 日・英対応翻訳表

日本語の表記方法

日本語の表記方法は、「観光活性化標識ガイドライン」（2005年、国土交通省）に準ずる。

表記方法

漢字は常用漢字を用いるものとし、国文法、現代仮名づかいによる表記を原則とする。ただし、地名などの固有名詞等は例外とする。

施設の名称は、既存のサイン等との整合性を図り、統一した名称を用いることを基本とする。ただし、必要に応じて簡略化を図り、掲載する文字が小さくなり過ぎないように留意する。

アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、それを用いても良い。

数字の表記は、算用数字を原則とする。ただし、固有名詞として用いる場合はこの限りでない。また、○丁目のように地名として用いる場合は漢数字を使用する。

年号は西暦で表記する。和暦が必要な場合は括弧（ ）で併記する。

表記例

中野区立江古田の森公園
⇒江古田の森公園

東日本旅客鉄道(株)
⇒JR 東日本

本五ふれあい公園
新井五丁目
東中野一丁目

2018年（平成30年）

外国語の表記方法

英語

固有名詞は、原則としてローマ字により発音どおりに表記する。

なお、地名等について、「東、西、南、北、上、中、下、新」等の接頭語が固有名詞の前につく場合は、次に続く固有名詞の間に「- (ハイフン)」を入れることができる。ただし、一体の固有名詞と考えられるものについては「- (ハイフン)」で結ばない。

表記例) 東中野 Higashi-Nakano 南台 Minamidai

普通名詞は、原則として英語訳を表記する。

なお、日本文化を正しく理解するために日本語の読み方を伝えることが必要である場合は発音どおりにローマ字表記し、後ろに英訳や英語による説明的な語句を括弧 () で括って表記する。ただし、日本語の読み方が既に広く認識されている場合は英訳等を必要としない。

表記例) 交番 Koban (Police Box)

普通名詞を含む固有名詞は、原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、普通名詞部分を英語で表記する。(普通名詞部分の頭文字も大文字とする。)

ただし、普通名詞部分を切り離すと、それ以外の部分だけでは意味をなさない場合や、普通名詞部分を含めた全体が不可分の固有名詞として広く認識されている場合は、全体のローマ字表記の後に普通名詞部分を英語で表記する。

<施設名等の表記方法>

種類	表記方法	表記例
行政区域等	<p>原則としてローマ字により発音どおりに表記する。ただし、特別区としての「～区」は「～City」、町丁名としての「～町」は「～cho」、「～丁目」は数字のみで表記する。</p>	<p>中野区 Nakano City 弥生町 Yayoicho 中野一丁目 Nakano 1</p>
一般施設	<p>原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、普通名詞部分を英語で表記する（普通名詞部分の頭文字も大文字とする。）。</p> <p>※「Sta.」は駅の英訳としての「Station」の略語のため、原則として駅以外の用途（警察署や消防署など）では使用しない。</p>	<p>中野警察署（※） Nakano Police Station 中野区役所 Nakano City Office 本町図書館 Honcho Library 中野四季の森公園 Nakano Shikinomori Park</p>
橋梁及び河川	<p>原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、橋梁は「Bridge」、河川は「River」をつけて表記する。</p> <p>※固有名詞部分と普通名詞部分を切り離すことができない場合は、普通名詞部分を含めてローマ字で表記し、橋梁は「Bridge」、河川は「River」をつける。</p>	<p>妙正寺川 Myoshoji River 新橋（※） Shimbashi Bridge</p>
道路	<p>通称名（「～通り」等）を固有名詞の一部として扱い、ローマ字により発音どおりに表記し、「国道、都道、区道等（幹線道路や多車線道路等）」を「通称名+Ave.」、「区道等（生活道路や単車線道路等）」を「通称名+St.」と表記する。</p>	<p>中野通り Nakano-dori Ave. 青梅街道 Ome-kaido Ave. 平和公園通り Heiwakoen-dori St.</p>
寺社	<p>名称（「～寺」、「～神社」等）を固有名詞の一部として扱い、ローマ字表記の後に、寺院は「Temple」、神社は「Shrine」を表記する。</p>	<p>○○寺 ○○ji Temple ▲▲神社 ▲▲-jinja Shrine</p>
例外	<p>施設の正式名称で当該施設の機能がわかりにくいものは、施設管理者と協議の上で表記を決定する。</p>	<p>区民活動センター Community Center （×Civic Activity Center） 地域事務所 Branch Office （×Regional office）</p>

＜ローマ字表記の方法＞

ローマ字表記は、以下に示すヘボン式を用いる。

日本語音	ヘボン式ローマ字つづり
あ	a
い	i
う	u
え	e
お	o
か	ka
き	ki
く	ku
け	ke
こ	ko
さ	sa
し	shi
す	su
せ	se
そ	so
た	ta
ち	chi
つ	tsu
て	te
と	to
な	na
に	ni
ぬ	nu
ね	ne
の	no
は	ha
ひ	hi
ふ	fu
へ	he
ほ	ho
ま	ma
み	mi
む	mu
め	me
も	mo
や	ya
ー	-
ゆ	yu
ー	-
よ	yo
ら	ra
り	ri
る	ru
れ	re
ろ	ro
わ	wa
ー	-
ー	-
ー	-
ー	-
ん	n
が	ga
ぎ	gi
ぐ	gu
げ	ge
ご	go
ざ	za
じ	ji
ず	zu
ぜ	ze
ぞ	zo
だ	da
ぢ	ji
づ	zu
で	de
ど	do
ば	ba
び	bi
ぶ	bu
べ	be
ぼ	bo
ぱ	pa
ぴ	pi
ぷ	pu
ぺ	pe
ぽ	po
きゃ	kya
きゅ	kyu
きょ	kyo
しゃ	sha
しゅ	shu
しょ	sho
ちゃ	cha
ちゅ	chu
ちょ	cho
にゃ	nya
にゅ	nyu
にょ	nyo
ひゃ	hya
ひゅ	hyu
ひょ	hyo
みゃ	mya
みゅ	myu
みょ	myo
りゃ	rya
りゅ	ryu
りょ	ryo
ぎゃ	gya
ぎゅ	gyu
ぎょ	gyo
じゃ	ja
じゅ	ju
じょ	jo
ちゃ	ja
ちゅ	ju
ちょ	jo
びゃ	bya
びゅ	byu
びょ	byo
ぴゃ	pya
ぴゅ	pyu
ぴょ	pyo

(備考)

- 長音** 長音は母音字の上に「ー」（長音符号）をつけて表すことができる。なお、「^」
「h」は基本的には用いない。長音が大文字の場合は母音字を並べることができる。
- はねる音** はねる音「ン」はnで表す。なお、m、b、pの前ではmを用いることができる。
- つまる音** つまる音は、次にくる最初の子音字を重ねて表すが、次にchがつづく場合にはcを重ねずにtを用いる。
- 大文字** 文の書きはじめ及び固有名詞は頭文字を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の頭文字を大文字で書くこともできる。
- ハイフン** はねる音を表すnと次にくる母音字又はyとを切り離す必要がある場合には、nの次に「-」（ハイフン）を入れる。意味のかたまりや発音のしやすさ等の観点から、複数の名詞等で構成される固有名詞やoが重なる場合等は、その間に「-」（ハイフン）を入れることができる。
- その他** 特殊音の書き表し方は自由とする。

中国語・韓国語

中国語及び韓国語の表記方法は、以下のとおりとする。各施設名等の具体的な表記方法は、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針（東京都）」を参照すること。

<中国語の表記方法>

- 固有名称は、漢字を中国語漢字に変換する。
- 普通名称は、中国語に訳して表記する。
- 普通名称部分を含む固有名称は、固有名称部分は一般的な固有名称の表記方法により表記し、普通名称部分は中国語に訳して記載する。
- 日本語の漢字表記と全く同じ、又はほとんど同じ場合で、日本語を併記する場合は、中国語表記を省略する。

<韓国語の表記方法>

- 固有名称は、原則として日本語の発音をハングルで表音表記する。
- 日本由来の普通名称は、原則として韓国語に訳して表記する。
- 外国由来の普通名称は、原則として原語をハングルで表音表記する。
- 普通名称部分を含む固有名称は、固有名称部分をハングルで表音表記し、普通名称部分を半角スペースを空けて韓国語に訳して表記する。

案内・誘導情報

誘導対象とする施設は、不特定多数の人が利用する施設等のうち、特に案内・誘導表示を行う必要がある施設等とし、以下の「連続誘導施設」及び「直近誘導施設」に分類する。

連続誘導施設	区役所、駅、大規模公園など、不特定多数の人が利用する重点的な誘導が必要な施設 →駅を起点として誘導対象施設までの移動ルートを設定し、起点及びルート分岐点の全てで対象施設の方向を誘導サインで示す。
直近誘導施設	区民活動センターや学校など、近隣の住民の利用が主となる施設 →主要幹線道路から誘導対象施設に向かう分岐点で対象施設の方向を誘導サインで示す。

連続誘導施設

区分	誘導対象の考え方	施設一覧
駅	区内又は区境近傍に所在する全ての駅	<ul style="list-style-type: none"> ・中野駅 ・東中野駅 ・新井薬師前駅 ・沼袋駅 ・野方駅 ・都立家政駅 ・鷲ノ宮駅 ・新中野駅 ・中野坂上駅 ・中野新橋駅 ・中野富士見町駅 ・新江古田駅 ・区境近傍に所在する駅（落合駅など）
主要施設	多くの来街者の利用が見込まれる公共施設、観光施設及び福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・中野区役所 ・なかのZERO ・野方区民ホール ・歴史民俗資料館 ・中野体育館 ・なかの芸能小劇場 ・中野サンプラザ ・概ね 20,000 m²以上の公園 ・病床数が概ね 200 以上の病院

直近誘導施設

区分	誘導対象の考え方	
区立施設	地域事務所	全ての施設
	区民活動センター	全ての施設
	すこやか福祉センター	全ての施設
	小学校・中学校	全ての施設
	図書館	全ての施設
	スポーツ施設	全ての体育館及びスポーツ・コミュニティプラザ（連続誘導施設除く）
	公園・緑道	概ね 2,000 m ² 以上の公園（連続誘導施設除く）、桃園川緑道
	その他	中野区保健所、障害者福祉会館、産業振興センター、清掃事務所、リサイクル展示室、教育センター
国・都の公共施設	警察署・消防署	区内全ての施設（派出所・駐在所・出張所は除く）
	その他	中野税務署、中野都税事務所、東京法務局中野出張所、中野公証役場、中野年金事務所、中野郵便局、中野北郵便局、落合郵便局
教育機関（国・公・私立）	区内全ての小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学・特別支援学校	

情報掲載基準

案内サイン等の地図に掲載することが望ましい情報を以下に示す。地図の情報を盛り込みすぎると、かえってわかりにくくなるため、利用者の視点と地域の特徴に十分配慮すること。

区分		地図に表示する一般的な情報	ベース マップ	ピクト グラム	名称	備考	
ベース面	地形・地盤	河川、池	○		○		
		道路	高速道路	○		○	
	国道		○		○	通称名が指定されているものは名称を表記	
	都道		○		○		
	区市町村道		○		○	取舍選択の上、通称名を表記	
	道路施設	歩道	○				
		歩行者専用道路等	○				
		踏切	○		○		
		歩道橋、ペDESTリアンデッキ	○			○	構造物に枠線を付けて表示
		信号交差点				○	
		横断歩道	○				
		インターチェンジ、橋、トンネル等	○			○	
		階段部、地下横断歩道	○			○	
	交通施設	鉄軌道路線	○				高架の場合は高架上の軌道面を着色、トンネル部分及び地下部分は破線にて表示
		鉄軌道駅	○		※1	○	路線名及び駅名を表記
		駅出口				○	出口部分に出口名称/番号を表示
		バス路線	○				上下線を区別せずに1本線で表示、中央分離帯がある場合は上下線別に表示
		バス停留所				○	日本語表記は「○○バス停」
		バスターミナル					
		タクシーのりば					
		駐車場					
		駐輪場					
	境界線・地名	境界線（区、街区）	○			○	国土地理院の基準に基づき各種破線表示
地名表示（町名、丁、番地）					○		
その他	現在地	○			○	主地図、広域図共に表示	
施設	案内所	案内所			○		
		観光案内サイン					
	公共施設・公的施設	官公庁	○			○	
		警察署	○			○	本署のみ
		交番					ピクトグラムと「交番」のみ表記
		郵便局	○			○	集配機能がある局はピクトグラムと名称、その他はピクトグラムと「郵便局」のみ表記
		消防署	○			○	
		国の機関および公共地方サービス機関、その他官署	○			○	情報が重なる場合は削除可
		学校	○			○	
		幼稚園、保育園、児童館	○			○	情報が重なる場合は削除可
		図書館	○			○	公立の図書館で建物全体が館として使用されているもの
公会堂、会館他の区立施設	○			○	情報が重なる場合は削除可		

区分	地図に表示する一般的な情報	ベースマップ	ピクトグラム	名称	備考		
施設	医療施設	病院	○		○	救急指定病院等の大規模な病院のみ掲載	
		保健所	○	■	○		
	文化施設・スポーツ施設	美術館、博物館	○		○	建物全体が館として使用されているもの	
		主要劇場、演芸場	○	■	○	建物全体が館として使用されているもの	
		運動場、体育館、プール等	○		○		
	宿泊施設	ホテル、旅館等	○		○	部屋数が多い施設、ランドマークとなる施設、TOKYOハンディマップ（東京観光財団）に掲載されている施設	
	商業施設等	大規模デパート、ショッピングモール等	○		○	利用者の多い施設、ランドマークとなる施設を表示	
		大規模ビル、高層建築物、展望台等	○	■	○	利用者の多い施設、ランドマークとなる施設を表示	
		コンビニエンスストア					
	観光施設	大規模な公園、緑地	○		○	大規模公園、都市公園等（小公園は表記しない）	
		神社、仏閣		■	○	社殿（又は社務所）があるもの	
		史跡、旧跡、歴史的建造物等	国宝、重要文化財、特別史跡等		■	○	
			都指定文化財、指定史跡、区指定文化財等		■	○	
			史跡建造物（屋敷・館・居住地等）、名所		■	○	跡（現存しないもの）は除く
	観光施設	観光ポイント	○	■	○		
その他	銀行、信用金庫				ランドマークとなる場合は掲載		
	海外発行カード対応 ATM						
	公衆トイレ						
	避難場所						
	喫煙所						
バリアフリー設備・経路	道路上	エレベーター				使用時間に制限がある場合「使用時間制限有」と表記 車いす等に対応した公衆トイレには、トイレ+障害者用設備又は子育て支援設備のピクトグラムを表示	
		エスカレーター					
		傾斜路					
	公共機関出入口	エレベーター					
	車いす等に対応した公衆トイレ						
バリアフリー経路				朱赤系の点線で表示		

■：アイキャッチャー

※1 鉄道会社で駅ナンバリングを作成している場合は表示することが望ましい。作成していない場合は、鉄道ピクトグラムを表示する。

※白地に黒色で表現するピクトグラムは、地図上に表示する場合、コントラストを高め視認性を向上させるため、ネガ表現（例：黒地に白色）を基本とする。

※標準案内用図記号に掲載されていないピクトグラムも含まれるため、使用に当たっては検討を行う必要がある。

日・英対応翻訳表

区分	名称表記	
	日本語	英語
区名	中野区	Nakano City
	新宿区	Shinjuku City
	杉並区	Suginami City
	渋谷区	Shibuya City
	豊島区	Toshima City
	練馬区	Nerima City
町名	南台	Minamidai
	弥生町	Yayoicho
	本町	Honcho
	中央	Chuo
	東中野	Higashi-Nakano
	中野	Nakano
	上高田	Kami-Takada
	新井	Arai
	沼袋	Numabukuro
	松が丘	Matsugaoka
	江原町	Eharacho
	江古田	Egota
	丸山	Maruyama
	野方	Nogata
	大和町	Yamatocho
	若宮	Wakamiya
白鷺	Shirasagi	
鷺宮	Saginomiya	
上鷺宮	Kami-Saginomiya	

区分	名称表記	
	日本語	英語
河川名	神田川	Kanda River
	妙正寺川	Myoshoji River
	江古田川	Egota River
	善福寺川	Zenpukuji River
道路 通称名	環七通り	Kannana-dori Ave.
	新青梅街道	Shin-Ome-kaido Ave.
	青梅街道	Ome-kaido Ave.
	中野通り	Nakano-dori Ave.
	早稲田通り	Waseda-dori Ave.
鉄道 路線名	山手通り	Yamate-dori Ave.
	JR 中央線	JR Chuo Line
	JR 総武線	JR Sobu Line
	西武新宿線	Seibu Shinjuku Line
	東京メトロ丸ノ内線	Tokyo Subway Marunouchi Line
	東京メトロ東西線	Tokyo Subway Tozai Line
駅名	都営大江戸線	Toei Oedo Line
	中野駅	Nakano Station
	東中野駅 (JR・大江戸線)	Higashi-Nakano Station
	新井薬師前駅	Ariyakushi-mae Station
	沼袋駅	Numabukuro Station
	野方駅	Nogata Station
	都立家政駅	Toritsu-Kasei Station
	鷺ノ宮駅	Saginomiya Station
	新中野駅	Shin-nakano Station
	中野坂上駅 (丸ノ内線・大江戸線)	Nakano-sakaue Station

日・英対応翻訳表

2/3

区分	名称表記	
	日本語	英語
駅名	中野新橋駅	Nakano-shimbashi Station
	中野富士見町駅	Nakano-fujimicho Station
	新江古田駅	Shin-egota Station
	落合駅	Ochiai Station
公共施設	中野区役所	Nakano City Office
	〇〇地域事務所	〇〇 Branch Office
	〇〇区民活動センター	〇〇 Community Center
	〇〇すこやか福祉センター	〇〇 Sukoyaka Health and Welfare Center
	〇〇地域包括支援センター	〇〇 Community General Support Center
	〇〇高齢者会館	〇〇 Community Center for Elderly
	〇〇児童館	〇〇 Children's Center
	〇〇スポーツ・コミュニティプラザ	〇〇 Sports Community Plaza
	なかのZERO	Nakano ZERO (Momijiyama Culture Center)
	野方区民ホール	Nogata Kumin Hall
	歴史民俗資料館	Nakano Historical Museum
	中野体育館	Nakano Gymnasium
	江古田の森公園	Egotanomori Park
	平和の森公園	Heiwanomori Park
	哲学堂公園	Tetsugakudo Park
	中野四季の森公園	Nakano Shikinomori Park
	中野上高田公園	Nakano Kami-Takada Park
	妙正寺川公園	Myoshoji River Park
	本五ふれあい公園	Hongo Fureai Park
	新井薬師公園	Ariyakushi Park
南台いちょう公園	Minamidai Icho Park	

区分	名称表記	
	日本語	英語
公共施設	中野区保健所	Nakano Public Health Center
	中野区清掃事務所	Nakano Waste Management Office
	リサイクル展示室	Recycling Exhibition Hall
	産業振興センター	Nakano Industrial Promotion Center
	中野税務署	Nakano Tax Office
その他	中野都税事務所	Nakano Taxation Office
	東京都第三建設事務所	3rd Construction Office (Tokyo Metropolitan Government)
	中野サンプラザ	Nakano Sunplaza
	桃園川緑道	Momozonogawa Green Belt
	なかの芸能小劇場	Nakano Performing Arts Little Theater

日・英対応翻訳表

区分	名称表記	
	日本語	英語
凡例	河川	River
	橋	Bridge
	道路（幹線道路・多車線道路等）	Avenue ※「Ave.」と略して表記
	道路（生活道路・単車線道路等）	Street ※「St.」と略して表記
	幼稚園	Kindergarten
	小学校	Elementary School
	中学校	Junior High School
	高等学校	High School
	専門学校	Vocational School
	短期大学	Junior College
	大学	University
	特別支援学校	Special School
	警察署	Police Station
	消防署	Fire Station
	郵便局	Post Office
	病院	Hospital
	自転車駐車場	Bicycle Parking
	自転車保管場所	Bicycle Pounds
	鉄道駅	Train Station / Station
	地下鉄駅	Subway Station
	バス路線	Bus Route
	バスターミナル	Bus Terminal
	タクシーのりば	Taxi Stand

区分	名称表記	
	日本語	英語
凡例	駐車場	Parking
	案内所/インフォメーション	Information
	交番	Koban(Police Box)
	お手洗い/トイレ	Restroom / Toilet
	喫煙所	Smoking Area
	エレベーター	Elevator
	神社	Shrine
	寺	Temple

中野区公共サインガイドライン

30 中政企第 2082 号

平成 31 年（2019 年）3 月

中野区 政策室 企画分野

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目 8 番 1 号

電話 03-3389-1111（代表）


中野区公共サインガイドライン 概要版

1 総論

公共サインとは

不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称で、駅前広場、道路、公共建築物等の公共空間に国、地方公共団体等の公共団体が設置するものです。

ガイドラインの適用区分

区分	サインの例
対象 ガイドラインに基づき整備することを基本とする	<ul style="list-style-type: none"> 区内の公共公益施設等への案内や誘導を行うための（主に歩行者に対する）サインのうち、区が設置する案内サイン及び誘導サイン 
参照 書体、色彩等の基本的な考え方、ピクトグラム等についてガイドラインを参照する	<ul style="list-style-type: none"> 位置サイン 規制サイン 説明サイン その他の案内サイン及び誘導サイン 
対象外	<ul style="list-style-type: none"> 他の法令等で整備基準が示されているサイン ガイドラインの「対象」又は「参照」のうち区以外が設置するサイン 

サイン整備の基本的な考え方

わかりやすい案内・誘導	ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが見やすく利用しやすい表示とします。
デザインの統一	シンプルなデザインを基本とし、色彩やデザインの統一を図ります。
効率的な情報提供	二次元コードの活用など、ICT 技術を用いたサインの導入を積極的に進めます。
適切な維持管理の推進	定期的な維持管理を行うことにより、正確な情報提供、見やすさや利用のしやすさ、安全性を確保します。

2 基本ルール

1 多言語表記

- 地図及び表示面に示す言語は、日本語及び英語の2言語を基本とします。
- 地域や施設の特性及び視認性を考慮した上で、必要に応じて中国語及び韓国語を含めた多言語化を実現します。

5 他の情報媒体との連携

ICT 技術の活用や区が発行している紙媒体のマップ・パンフレット等と連携して効果的な情報提供を行います。

例) サインに二次元コードを表示



2 書体及び文字の大きさ

視認性の優れた書体及び文字の大きさを選択します。

中野駅

Nakano Sta.

<文字書体の例>

[和文] UD 新ゴ M

[英文] ヘルベチカ

6 サイン掲示の高さと大きさ

車いす使用者・視覚障害者等に配慮し、視認性の高い掲示高及び寸法を決定します。



Diagram showing sign height standards: 2.5m for general use, 2.0m for wheelchair accessibility, and 125cm for sign width.

3 ピクトグラム・記号

ピクトグラム・記号を効果的に用います。

<ピクトグラムの例>



Examples of pictograms: train, tree and bench, hospital, and person with a bag.

7 設置・配置の留意点

長期間の掲出に適した素材・構造とするほか、安全かつ効果的で景観を阻害しない位置に設置します。

例) サインの集約

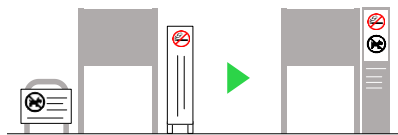


Diagram showing how to consolidate signs to reduce clutter and improve visibility.

4 色彩

カラーユニバーサルデザインに配慮し、容易に識別できる色彩とします。

例) 図色と地色(背景色)の明度差を確保

中野

▶

中野

中野

明度差 小 明度差 大

8 維持管理

サインを適切に機能させるため、維持管理の基本方針に基づき、定期的な点検管理を行います。

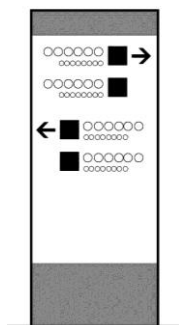
3 案内・誘導サイン

案内サインの表示基準



- 駅前及び地下鉄出入口付近には、「広域+周辺案内サイン」、その他には「周辺案内サイン」を設置することを基本とします。
※広域：広域地図（中野区域全体）、周辺：周辺地図（設置場所周辺）
- サインの存在を遠方から確認できるように、インフォメーションマークを表示します。

誘導サインの表示基準



- 歩道がない狭い道路でも比較的設置しやすい「立板型」を基本形状とし、方向を示す矢印、施設名称及びサイン設置場所からの移動距離を表示します。
- 必要に応じて、誘導施設の種類を示すピクトグラムを表示するほか、誘導施設が避難場所に指定されている場合は、避難場所のピクトグラムも合わせて表記することが望ましいものとします。

配置方針

案内サイン

駅周辺、大規模公園、文化施設など区外の人も多く利用する施設の周辺及び区役所等の公共施設の周辺に設置することを基本とします。

誘導サイン

各施設に歩行者等を誘導する上で必要となる箇所（分岐点等）に設置します。移動ルートは、目的地までの最短ルートを設定することを基本としますが、道路状況やバリアフリー等を考慮し、安全でわかりやすいルートを優先的に設定します。

既存サインの活用

既存の案内サイン及び誘導サインは、躯体が概ね健全な状態です。そのため、当面は、両サインを有効活用することを基本とし、適切な補修を行うこととします。

4 サインの標準デザイン

案内サイン



誘導サイン



施設名称サイン



説明サイン



避難所・避難場所サイン



公園内案内サイン (大)



公園内案内サイン (小)



公園内注意サイン



※各サインの表示情報はイメージです。